岩内町立小中学校閉校記念記録映像作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

#### 1 業務概要

(1) 業務名

岩内町立小中学校閉校記念記録映像作成業務

(2) 業務の目的

本町では、既存の小中学校4校を統合し、施設一体型義務教育学校「岩内中央学園」の令和 8年4月開校を予定している。

この新たな学校の開校に伴い、既存の小中学校4校については、令和7年度末に閉校を迎えることから、閉校となる4校の記念動画を制作することで、小中学校の校歌を映像と音声で保存し、学校の歴史や文化を後世に伝え、卒業生や教職員の思い出を共有する場を提供し、地域コミュニティの絆を強化することを目的とする。

#### (3) 業務の内容

別添「岩内町立小中学校閉校記念記録映像作成業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のと おりとする。

(4) 契約上限額

契約上限金額 5,962,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) なお、この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 参加資格要件

本プロポーザルへの企画提案に参加しようとする者は、参加資格として以下の要件のすべてを 満たしている者とする。

- ① 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- ② 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。)に掲げる者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ⑤ 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- ⑥ 企画提案書の提出日において、令和7・8年度の岩内町競争入札参加資格者名簿に登録され

ている者(以下「有資格者」という。)であること。

- ⑦ 契約締結までの間に、国、北海道及び岩内町から競争入札参加資格者について指名停止等 の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑨ 自己の責任による災害、事故について迅速に対応ができるとともに相応の補償能力があること。

#### 4 契約方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2 参加資格要件」 を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととす る。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認める場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

# 5 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式第3号)により提出すること。

(2) 受付期限

令和7年5月7日(水)17時まで【必着】

(3) 提出場所

「13 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メールで提出すること。

- ※1 持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けません。
- ※2 件名を「岩内町立小中学校閉校記念記録映像作成業務に関する質問(貴社名)」とすること。
- (5) 回答方法

質問に対する回答は、質問受付期限後に一括で行うこととし、令和7年5月12日(月)までに、岩内町公式ホームページで公開する。

(6) その他

本要領、仕様書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。

## 6 参加表明手続

- (1) 提出書類(各1部)
  - ① 参加表明書(様式第1号)
  - ② 参加表明事業者概要調書(様式第2号) 契約書の写し、業務の概要が分かるものを添付すること。
- (2) 提出期限令和7年5月14日(水)【持参、郵送ともに必着】
- (3) 提出場所 「13 担当部署」に提出すること。
- (4) 提出方法電子メールにて提出すること。
- (5) 参加事業者の決定 提出のあった参加表明書を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、

審査結果を令和7年5月16日(金)までに電子メールにて通知する。

## 7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書(様式第4号)
    - ア 企画提案書は、A4版縦(A3版も可とするが、A4版縦の大きさに織り込むこと。)の 規格で作成し、片面印刷とすること。
    - イ 枚数には制限は設けないこととし、一連の文書番号を記載すること。
    - ウ 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わないこととする。ただし、 社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。
  - ② 見積書(A4版・任意様式)

合計金額(消費税及び地方消費税の額を含む)のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳(数量含む)についても記載すること。

- ③ 業務推進体制(A4版・任意様式) 構成メンバーの役職・所属、役割分担の他、本業務の担当者について、業務経歴や経験年 数等を記載するとともに、類似業務での実績や特記事項があれば記載すること。
- ④ 業務実施体制(A4版・任意様式)業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。
- (2) 提出部数

紙媒体7部(会社名等を記入したもの1部、記入しないもの6部)

※ プロポーザル審査委員が企画提案書を公平に評価するため、提案した企業名等が特定されないように配慮するためである。企画提案書本文においても、提案企業名がわからないよう配慮すること。

(3) 提出期限

令和7年5月23日(金)午後5時まで【必着】

(4) 提出場所

「13 担当部署」に同じ

(5) 提出方法

持参または郵送

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

- (6) 留意事項
  - ① 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めない。
  - ② 本要領や仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益になると思われるもの については、積極的に提案すること。

#### 8 失格要件

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- ① 「3 参加資格要件」を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された条件に適合しない場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 審査委員会委員又は関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を 行った場合

#### 9 企画提案の審査及び選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査評価及び候補者の特定を行うため、岩内町立小中学校閉校記念記録映像作成業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) プレゼンテーション等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを 次のとおり実施する。

なお、企画提案書の提出時点で5者以上の提出があった場合は、審査委員会において1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には、1次審査結果を提案者全員に通知する。

① 実施日

令和7年5月28日(水)から令和7年5月30日(金)の間で実施 ※詳細な日時等については、別途通知する。

② 実施場所 岩内町役場庁舎

③ 実施方法

- ア 1者の持ち時間は30分以内(提案20分、質疑10分以内)とする。
- イ 必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。その他の機器については、提案者が準備すること。
- ウ プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出 することはできない。
- エ プレゼンテーション当日に指定の場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

## (3) 契約候補者の選定

審査委員会において、企画提案書・見積書・プレゼンテーションの内容を評価・採点した 結果を集計し、最も得点の高かった者を委託契約交渉順位第1位の受託候補者とし、次点の者 を準受託候補者として選定する。

## (4) 結果通知

審査結果は、プレゼンテーション参加者対し、電子メールで通知する。

#### 10 審查基準

審査に対する評価項目、評価内容及び配点は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
業務実績	【信頼性】	5
	事業者の財務内容、規模、類似事業の受注実績等を踏まえ、	
	信頼が持てる事業者であるか。	
	【実施体制】	5
	業務を遂行するための担当者の配置、人選、経験年数が適切	
	か。	
提案内容	【提案ポイント】	1 0
	実現可能な業務・スケジュールとなっているか。	
	【提案ポイント】	1 0
	動画の内容について仕様書に記載された要素が盛り込まれ	
	ているか。	
	【提案ポイント】	1 0
	動画の要件・企画について仕様書に記載された内容を満たし	
	ているか。	
	【独自提案】	1 5
	本町の業務課題や想いに寄り添った提案ができているか。	
	【独自提案】	1 0
	仕様書には記載されていないが、本町にとって有益で活用可	
	能な提案がされているか。	

安全性	肖像権や著作権、トラブルに対して対策を講じているか。	5
見積価格	提案内容に見合った適切な見積価格となっているか。	5
将来性	学校の歴史や文化を後世に伝えていくための将来的な提案 がされているか。	2 0
プレゼンテーション	提案内容のわかりやすさ、質疑応答の適格性など。	5
合 計		

#### 11 契約に関する事項

- (1) 本業務委託契約は、指名選考委員会での審議を経た後、正式に見積書を徴収の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、準受託候補者と同様の協議を行うものとする。
- (2) 本業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の内容・再委託先・その他再委託に対する管理方法などを書面により提出し、町の承認を得なければならない。なお、再委託先の作業等に関し一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) 契約締結後においても、受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

## 12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (3) 企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報は、本業務の受託候補者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語や通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。
- (7) 審査結果及び選定者名は公表する。
- (8) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届(様式第5号)を提出すること。辞退することによって、今後の岩内町との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

# 13 担当部署

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町教育委員会 総務・学校整備課学校整備係

TEL: 0135-67-7099 FAX: 0135-67-7105

E-mail: gimu@town.iwanai.lg.jp

# 14 スケジュール (予定)

本プロポーザルの実施スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

実施内容	日程
プロポーザル実施公告	令和7年4月28日(月)
質問書の提出期限	令和7年5月7日(水)
質問書の回答期限	令和7年5月12日(月)
参加表明書の提出期限	令和7年5月14日(水)
参加資格審査結果通知	令和7年5月16日(金)まで
企画提案書等の提出期限	令和7年5月23日(金)
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年5月28日(水)から 令和7年5月30日(金)の間で実施
選考結果通知	令和7年6月上旬予定
業務委託契約の締結(随意契約)	令和7年6月中旬予定